

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士及びその他保育所等に勤務する者(以下「保育士等」という。))にとって魅力ある職場づくりを促進し、安定的な保育人材確保につなげるため、民間保育所及び幼保連携型認定こども園(以下「民間保育所等」という。))が行う職場環境改善を図る事業に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、民間保育所等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。))は、次に掲げる事業とする。

- (1) 保育士が入居する住宅を民間保育所等が借り上げる事業(以下「第1号事業」という。)
- (2) 住宅を借り上げる保育士等に住宅手当を支給する事業(以下「第2号事業」という。)
- (3) 子育て中の保育士等が働きやすい職場環境を整備する事業(以下「第3号事業」という。)
- (4) 保育士等のメンタルケアを行う事業(以下「第4号事業」という。)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。))は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第1号事業

民間保育所等に勤務する常勤の保育士(平成24年度以前に民間保育所等が借り上げる住宅に入居している者を除く。))のうち、民間保育所等に採用された日から起算して5年以内の者が入居する住宅の賃借料、共益費(管理費)とする。

- (2) 第2号事業

民間保育所等に勤務する常勤の保育士、保育教諭及び幼稚園教諭のうち、民間保育所等に初めて採用された日から起算して7年以内(県外の民間保育所等での経験年数を除く。))の者(以下「第2号事業対象保育士等」という。))が借り上げる住宅に係る賃借料、共益費(管理費)に対する手当とする。ただし、保育士等の配偶者が賃貸借契約の名義人となっており、かつ、配偶者が勤務先である会社等から住居手当を受給している場合を除く。

- (3) 第3号事業

民間保育所等に勤務する常勤の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、栄養士、調理員及び事務職員のうち、小学校3年生までの子を持つ者(以下「第3号事業対象保育士等」という。))が、子どもが通う園・学校行事への参加や子どもの体調不良等により休暇を取る際、勤務形態の変更(時短勤務や早番・遅番勤務の免除等)を行う際等に、フォロー体制を整備するために必要な次に掲げる経費とする。

ア 第3号事業対象保育士等の業務をフォローする職員が残業した場合の超過勤務手当

イ 第3号事業対象保育士等と同じクラスの担任への手当

ウ 第3号事業対象保育士等に代わり、早番や遅番を行う保育士等への手当

エ 第3号事業対象保育士等の業務をフォローするため、不規則勤務の保育士が勤務増を行う場合の人件費

オ 第3号事業対象保育士等の業務に再雇用した保育士等が対応する場合の人件費

カ その他、市長が適当と認めるフォロー体制を整備するために必要な経費

- (4) 第4号事業

民間保育所等が精神科医師、産業医、保健師、社会保険労務士、弁護士、精神保健福祉士、公認心理士、産業カウンセラー、臨床心理士等を招へいし、民間保育所等に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、栄養士、調理員、事務職員及びその他保育所等に勤務する者の個別相談対応及び相談内容を踏まえた職場環境改善のための助言を受ける場合に必要な経費とする。ただし、一つの民間保育所等につき2回まで補助を受けることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の10分の10とし、補助上限額及び予算の範囲内で補助する。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助上限額)

第6条 補助上限額は次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第1号事業

民間保育所等が借り上げる住宅に入居する常勤の保育士1人当たり月額4万円

- (2) 第2号事業

第2号事業対象保育士等(保育士等の配偶者が賃貸借契約の名義人となっており、かつ、配偶者が勤務先である会社等から住居手当を受給している場合を除く。))1人当たり月額4万円

- (3) 第3号事業

補助金の交付申請年度の4月1日時点における第3号事業対象保育士等の人数に応じて、1民間保育所等当たり、次に掲げる額とする。

ア 4人未満の場合 年間30万円

イ 4人以上、6人未満の場合 年間40万円

ウ 6人以上の場合 年間50万円

(4) 第4号事業

事業1回の実施当たり5万円

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第5条に定める補助金等交付申請書に、同条第1号から第3号で定める書類に替えて、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第1号事業及び第2号事業

ア 大野市保育の職場環境改善事業補助金(住宅)所要額調書(様式第1号)

イ 大野市保育の職場環境改善事業補助金(住宅)事業計画書(様式第2号)

(2) 第3号事業

大野市保育の職場環境改善事業補助金(子育て)所要額調書(様式第3号)

(3) 第4号事業

大野市保育の職場環境改善事業補助金(メンタルケア)所要額調書(様式第4号)

(変更申請)

第8条 本補助金の交付をしたものは、交付決定を受けた事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、大野市保育の職場環境改善事業補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付指令書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けたものは、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第10条に定める補助事業等完了実績報告書に、同条第1号から第2号で定める書類に替えて、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第1号事業及び第2号事業

ア 大野市保育の職場環境改善事業補助金(住宅)実績報告書(様式第7号)

イ 大野市保育の職場環境改善事業補助金(住宅)事業報告書(様式第8号)

(2) 第3号事業

大野市保育の職場環境改善事業補助金(子育て)実績報告書(様式第9号)

(3) 第4号事業

大野市保育の職場環境改善事業補助金(メンタルケア)実績報告書(様式第10号)

(関係図書の保存)

第10条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月27日から施行する。ただし、第3条第1項第1号、第2号及び第4号は令和5年8月1日から、第3号は令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

大野市保育の職場環境改善事業補助金(住宅)所要額調査

施設名

(1)事業者による住宅借り上げの場合

対象人数	補助対象期間中の延月数 ①	対象経費の支出予定額 ②	補助上限額 ③	補助申請額 (②か③のいずれか低い額) ④
人	月	円	円	円

(2)個人による住宅借り上げの場合

対象人数	補助対象期間中の延月数 ①'	対象経費の支出予定額 ②'	補助上限額 ③'	補助申請額 (②'か③'のいずれか低い額) ④'
人	月	円	円	円

補助申請額合計(④+④')

円

様式第2号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

大野市保育の職場環境改善事業補助金(住宅)事業計画書

施設名

賃貸住宅の利用状況

保育士等氏名	年齢	経験年数 (※1)	宿舍の 借り上げ	入居形態 (※2)	配偶者の住居手当 受給状況(※3)	配偶者氏名	補助対象期間中の入居予定月数	対象経費の支出予定額(※4)	
								賃借料 円	共益費(管理費) 円
1									
2									
3									
合計									

※1 保育士等として初めて採用された時点から起算して7年目までが対象。ただし、専務保育士等での経験年数は除くこと。
また、経験年数を確認できる履歴書・前歴証明書等の写しを提出すること。

※2 同居家族がいる場合、保育士等が施設に提出している家族状況等がわかる書類を提出すること。

※3 配偶者の住居手当受給状況が分かる書類の写しを提出すること。

※4 契約者、契約機関、賃借料、共益費(管理費)が分かる賃貸借契約書の写しを提出すること。

様式第3号(第7条関係)

大野市保育の職場環境改善事業補助金(子育て)所要額調書

施設名

1 補助申請額

子育て中の 保育士等の人数	対象経費の 支出予定額	補助上限額	補助申請額 (②か③のいずれか低い額)
①	②	③	④
人	円	円	円

2 子育て中の保育士等の状況(4月1日時点)

保 育 士 等 氏 名	年 齢	職 種	担当業務 (※1)	雇用形態	小学校3年生までの 子どもの人数 (※2)
1	歳				人
2					
3					
4					
5					
6					

※1 保育士、保育教諭、幼稚園教諭の場合、担当クラス(●歳児担当など)を記入すること。

※2 子育て中の保育士等の子どもの数を証明できる書類・データを備えること。

3 子育て中の保育士等のフォロー体制

(上記2の保育士等が不在時、どのように当該保育士等の業務を補填しているか、どのようなフォロー体制が整備されているのかを記載すること。)

4 補助対象経費(見込)

費 目	金 額
	円
合 計	

施設名

1 事業

(1) メンタルケア実施者	名称 (氏名)		
	連絡先		
(2) メンタルケア実施内容			
第1回	実施 (予定) 日時	実施 (予定) 人数	所要額
①個別相談対応			円
②職場環境改善助言			
第2回	実施 (予定) 日時	実施 (予定) 人数	所要額
①個別相談対応			円
②職場環境改善助言			
(3) 事業費の合計 ((2) で記入した額の合計)			円
(4) 申請額 ((2) で記載したそれぞれの所要額と50,000円を比較して小さいほうの額の合計)			円

2 補助対象経費（見込）

費 目	金 額
	円
合 計	

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

大野市長 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

大野市保育の職場環境改善事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定のありました、
大野市保育の職場環境改善事業補助金（ 事業）について、下記のとおり補助
金の変更交付を受けたいので、大野市保育の職場環境改善事業補助金交付要綱第8
条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- | | |
|-------|---|
| 変更前の額 | 円 |
| 変更後の額 | 円 |
| 増 減 | 円 |
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付資料（所要額調書、事業計画書等）

様式第6号(第8条関係)

大野市指令 第 号

団体名

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市保育の職場環境改善事業補助金(事業)について、大野市保育の職場環境改善事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

様式第7号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

大野市保育の職場環境改善事業補助金(住宅)実績報告書

施設名

(1)事業者による住宅借り上げの場合

対象人数	補助対象期間中の延月数 ①	対象経費の支出額 ②	補助上限額 ③	実績報告額 (②か③のいずれか低い額) ④
人	月	円	円	円

(2)個人による住宅借り上げの場合

対象人数	補助対象期間中の延月数 ①'	対象経費の支出額 ②'	補助上限額 ③'	実績報告額 (②'か③'のいずれか低い額) ④'
人	月	円	円	円

実績報告額合計(④+④') 円

様式第8号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

大野市保育の職場環境改善事業補助金(住宅)事業報告書

施設名

賃貸住宅の利用状況

保育士等氏名	年齢	経験年数 (※1)	宿舍の 借り上げ	入居形態 (※2)	配属者の住居手当 受給状況(※3)	配属者氏名	補助対象期間中の入居月数 II	対象経費の支出額(※4)	
								賃借料 円	共益費(管理費) 円
1									
2									
3									
合計									

※1 保育士等として初めて採用された時点から起算して7年目までが対象。ただし、専修保育所等の経験年数は除くこと。
また、経験年数を確認できる履歴書・前歴証明書等の写しを提出すること。

※2 同居家族がいる場合、保育士等が施設に提出している家族状況等がわかる書類を提出すること。

※3 配属者の住居手当受給状況が分かる書類の写しを提出すること。

※4 契約者、契約機関、賃借料、共益費(管理費)が分かる賃貸借契約書の写しを提出すること。保育士に手当が支給されていることが分かる書類(給与明細、手当の受領印等)を提出すること。

様式第9号(第9条関係)

大野市保育の職場環境改善事業補助金(子育て)実績報告書

施設名

1 実績報告額

子育て中の 保育士等の人数	対象経費の 支出額	補助上限額	実績報告額 (②か③のいずれか低い額)
①	②	③	④
人	円	円	円

2 子育て中の保育士等の状況(4月1日時点)

保 育 士 等 氏 名	年 齢	職 種	担当業務 (※1)	雇用形態	小学校3年生までの 子どもの人数 (※2)
1	歳				人
2					
3					
4					
5					
6					

※1 保育士、保育教諭、幼稚園教諭の場合、担当クラス(●歳児担当など)を記入すること。

※2 子育て中の保育士等の子どもの数を証明できる書類・データを備えること。

3 子育て中の保育士等のフォロー体制

(上記2の保育士等が不在時、どのように当該保育士等の業務を補填しているか、どのようなフォロー体制が整備されているのかを記載すること。)

4 補助対象経費(※3)

費 目	金 額
	円
合 計	

※3 賃金、手当の支給状況が分かる給与明細等の写しを提出すること。

費 目	金 額
	円
合 計	